

令和7年度 「飯山市住宅屋根克雪化事業補助金」制度

飯山市では住宅屋根の雪下ろしによる身体的負担の軽減や転落事故等防止のため、屋根の融雪化工事もしくは自然落雪式への改修工事、または命綱固定金具の設置など雪下ろし作業における安全対策の向上が図られる改修工事の費用について補助を行います。

◆補助対象となる建物および対象者

【次の全てに該当するもの】

- ① 所有者本人が居住している専用住宅または下記要件(※)の併用住宅及び命綱固定金具設置工事については、個人またはその親族が所有し使用している物置、倉庫、又は車庫
※居住部分の床面積が延べ床面積の1/2以上を占めるもの
- ② 当該住宅の建築（新築・増築・改築）又は取得にあたり、以前に飯山市から補助を受けていないもの
- ③ 市税の滞納がないもの
- ④ 工事着工前であること（着工後の申請はできません）
- ⑤ 現在雪下ろしをしている屋根に対して施工する工事であること

◆補助対象となる工事要件

【融雪装置設置工事】

- (1) 上記⑤に該当する工事、または新築の住宅の屋根に設置するもの
- (2) 不凍液や温水等の循環方式や電熱等(※)により雪を溶かす設備で、他の建物に移設できないもの（屋根に固定しているもの）
※地下水を利用するものは対象になりません

【落雪式屋根改修工事】

- (1) 対象は増改築工事のみ（新築工事は対象外）
- (2) 自然落雪式へ変更するため既存屋根の勾配を変える工事もしくは葺き替え工事で、次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - ア 滑雪性のある（フッ素塗装等の）屋根材を使用していること、または滑雪に適切な屋根勾配であること。
 - イ 屋根が滑雪に支障となる形状でなく、また滑雪に支障となる突起物等が設置されていないこと
 - ウ 落雪に伴う危険性に配慮がなされ、かつ、落下した雪により道路、水路、隣接地等に支障を及ぼすおそれのないこと

【命綱固定金具設置工事】

- (1) 対象は増改築工事のみ（新築工事は対象外）
- (2) 屋根の雪下ろし作業の安全対策の向上が図られる命綱固定金具を建物に設置する工事

◆申請期限・・・令和7年9月30日（火）

※命綱固定金具設置については11月28日（金）

◆補助金額

【融雪装置設置工事】

申請工事費の5分の1以内（限度額75万円）

申請工事費の4分の1以内（限度額90万円）※高齢者世帯等の場合

（計 算 例）

例1) 工事費が200万円のとき

$2,000,000 \text{ 円} \times 1/5 = 400,000$

⇒補助金額 40万円

例2) 工事費が400万円のとき

$4,000,000 \text{ 円} \times 1/5 = 800,000$

⇒補助金額 75万円（限度額）

【落雪式屋根改修工事】

- ・勾配が10分の5.5（滑雪性が認められるフッ素塗装等施された屋根材を使用した場合には10分の3.5）以上のものなど（詳細はお問合せください）

申請工事費の5分の1以内（限度額60万円）

申請工事費の4分の1以内（限度額70万円）※高齢者世帯等の場合

- ・上記に該当しない落雪式屋根に改修（滑雪性の高い塗装が施された金属性屋根材使用等）するもの

申請工事費の5分の1以内（限度額30万円）

（計 算 例）

例1) 工事費が100万円のとき

$1,000,000 \text{ 円} \times 1/5 = 200,000$

⇒補助金額 20万円

例2) 工事費が350万円で屋根勾配10分の4

（フッ素塗装等施された屋根材使用時）

$3,500,000 \text{ 円} \times 1/5 = 700,000$

⇒補助金額 60万円（限度額）

【命綱固定金具設置工事】

申請工事費の3分の2以内（限度額20万円）

※住宅又は物置等のそれぞれにつき1回限りとなります。

※補助率及び限度額の拡充は令和7年度から令和9年度までとなります。

（計 算 例）

例1) 工事費が15万円のとき

$150,000 \text{ 円} \times 2/3 = 100,000$

⇒補助金額 10万円

例1) 工事費が36万円のとき

$360,000 \text{ 円} \times 2/3 = 240,000$

⇒補助金額 20万円（限度額）

- ※1. 高齢者世帯等…生計の中心となる者が60歳以上の世帯など。
- ※2. 事業完了前に補助金額の9割までお支払いすることもできます。詳しくはお問い合わせください。

問合わせ先
飯山市役所 移住定住推進課 住宅係
電話 67-0740（直通）

